

江東区 若年がん患者 在宅療養支援事業

江東区では、40歳未満でがんの末期状態と診断された方が、ご自宅等で安心して療養生活を送れるよう、在宅介護サービスや福祉用具の貸与・購入など、在宅療養にかかる費用の一部を助成します。

助成の対象となる方

以下のすべてにあてはまる方

江東区に住民登録のある
40歳未満の方

がんの末期状態と診断された方[※]で、
在宅生活の支援や介護が必要な方

※一般に求められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断された方

他の制度において同等の
助成または給付を受ける
ことができない方

支援内容（サービス等の種類）

下記①～⑤のサービスの利用に要した経費を助成上限額の範囲内で助成します。

- ① 主治医意見書の作成
- ② ケアプランの作成[※]
(居宅介護支援)
- ③ 居宅サービスの利用
- ④ 福祉用具の貸与
- ⑤ 福祉用具の購入

※ケアプランの作成(居宅介護支援)を希望する場合は、下記窓口までご連絡ください。区が事業者と契約し、直接事業者を支払います。

申請方法



申請窓口・問い合わせ

江東区 健康部(保健所) 健康推進課がん対策・地域医療連携係

〒135-0016 東京都江東区東陽 2-1-1 江東区保健所 電話: 03-3647-5889

詳しくは
江東区 HPへ



書類の様子は
こちらから

申請から助成金交付までの流れ

1 利用申請と決定(区⇄申請者)

- 下記提出書類①・②を表面の申請窓口に提出してください。(郵送または持参)
- 申請内容の審査完了後、区から利用決定通知書を郵送します。

提出書類

- ① 江東区若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書
- ② 主治医の意見書

書類の様式は
こちらから→



2 サービス利用と支払い(申請者⇄事業者)

- ご自身で在宅療養に必要な介護サービスの申し込み、物品の購入等を行ってください。
- 介護サービスの利用料などは全額を事業者に残りお支払いください。(ケアプランの作成費用を除く)
その際、領収書や明細書(サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの)を必ず受け取ってください。
- ケアマネジャーによるケアプランの作成(居宅介護支援)を希望する場合は、申請窓口までご連絡ください。
区が事業者と契約し、直接事業者を支払います。(助成上限額を超えた額は自己負担となります)

3 助成金の請求と交付(区⇄申請者)

- 下記提出書類①・②・③を表面の申請窓口に提出してください。(郵送または持参)
- 請求書は1か月分ごとに作成が必要ですが、複数月分をまとめて提出いただくこともできます。
- 請求内容の審査完了後、区から交付決定通知書を郵送し、請求時に指定された口座に助成金を振り込みます。

提出書類

- ① 江東区若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ② 事業者が発行した領収書の原本
- ③ 事業者が発行した明細書の写し(領収書でサービス内容が確認できない場合のみ)

サービス等の種類	サービスの内容	助成上限額	助成割合
① 主治医意見書の作成	本事業の利用申請時に必要となる主治医意見書の作成費用	一人あたり 5,000 円	10 割
② ケアプランの作成 (居宅介護支援) 希望者のみ	ケアマネジャーがサービス利用の計画・調整を行った場合 にかかる費用	初 月…25,000 円 翌月以降…15,000 円	
③ 居宅サービスの利用	● 訪問介護 ● 訪問入浴介護 ● 訪問看護 (医療保険を使わない場合) ● 訪問リハビリテーション ● 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ● 夜間対応型訪問介護	③と④を 合わせて 月額 54,000 円	9 割
④ 福祉用具の貸与	● 手すり(工事を伴わないもの) ● スロープ(工事を伴わないもの) ● 歩行器 ● 歩行補助つえ ● 車いす ● 車いす付属品 ● 特殊寝台 ● 特殊寝台付属品 ● 床ずれ防止用具 ● 体位変換器 ● 徘徊感知機器 ● 移動用リフト (つり具の部分を除く) ● 自動排泄処理装置		
⑤ 福祉用具の購入	● 腰掛便座 ● 自動排泄処理装置の 交換可能部品 ● 排泄予測支援機器 ● 入浴補助用具 ● 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分 ● スロープ ● 歩行器 ● 歩行補助つえ	年度あたり※ 90,000 円 ※年度(4月～翌年 3月)	

- ・ 20歳未満の小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている場合、助成対象となるサービスは①～③です
- ・ 生活保護受給世帯の方の助成割合は 10割です
- ・ 助成金の額は、1,000円未満の端数は切り捨てとなります